

山鹿市子ども・子育て会議運営要領（案）

平成26年 月 日

子ども・子育て会議決定

（趣旨）

第1条 この要領は、山鹿市子ども・子育て会議の会議（以下、「会議」という。）の運営について定めるものとする。

（代理者の出席等）

第2条 会長は、委員が真にやむを得ない事情により会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

（議事録）

第3条 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（雑則）

第4条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年10月14日から施行する。